

労働者協同組合法と労協運動の展望

衆議院法制局 奥 克彦さん

労協連名誉理事 永戸祐三さん

「労働者」とは、「労働し働く」とは

労働と協同と地域を結ぶのが

労働者協同組合と法が

永戸 労働者とは、労働法では「雇われる者」とされ、それが世間の常識ともなっていた。しかし、労働者とは「労働する者」「働く者」であるはず。労働者が労働者のままで自分たちや地域のための事業をやってはいけぬのか。これが私



労協連本部会議室で 奥さん 永戸さん

で語っている。一部の熱い人を冷やややかに
みている多くの人達がいるわけでもない」
ということだ。
誰かが理想を追い求めても、周囲は冷や
やかで、理想を求める人が浮く、下手する
と叩かれるという場面を何度も見てきた。
皆さんを見て、すごい集団があるものだ
と思った。
永戸 私たちの運動の大本（おおもと）
は、全日自労の中西五洲委員長が打ち出し
た「民主的改革路線」にある。市民や町に
貢献するよい仕事をする。労働者、労働組
合が決定的な役割を果たし、市民が協同し
て地域をつくりだす。そうした中で、「公
共」というものについての考え方も変わっ
てきた。

の原初的な問いだった。

奥 「働く」と「雇われる」とは同義ではない。「働く」とは、それを通じて、自己実現をしたり世の中に貢献したりすることであるはず。

外部にいる資本家の意図にしばられ、そこに収益が流出する。国内ならまだしも、国外の投資会社みたいなところ流れるようになって、「働く」ということがおかしなことになっている。それをどう取り返すかは大事なテーマだと思うが、大きすぎて私の分には余る。

永戸 労働者とは「雇われる者」である、ということに疑う者はいなかった。雇用をつくるために、地域は競って企業を誘致した。しかし企業は出ていき、新しい仕事なんかつくれない。それで、みんなあきらめていた。

ところが、変な奴らが出てきて、労働の本質は「協同」だ、「協同労働」でまちづくりを言い始めた。当初は異次元の世界だったが、最近ではみんな平気で「協同労働」と言い始めて、法律までできた。しかもその第1条で、「労働と協同と地域を結ぶ」という誰も考えなかったことをするのが労働者協同組合だと言っている。この流れはすごいものがある。

奥 この場にいる皆さんを見て感じるのが、「理念を、しらせることもなく本気



永戸祐三

だつ) しっかり、働く人の人権が守られない状況が社会に広く存在しているから、労働法が適用されない法人を増やすことへの警戒感をもった人たちの発想も理解できる。

しかし、これは「この組合には労働法の適用はない」とかつて説明したことがあったから起きた問題で、誤解ともいえる警戒感が拡がり、今回のような形になったのは残念だ。

できるとしたわけだから、その規模なら柔軟にすればいいのと思っていた。

バラバラにされ、派遣で働いている労働者は、明日をもしれない不安を抱えている。こういう人たちが自分たちで労働者協同組合を作って、交渉すれば、たとえ雇い止めされても、安心材料のはず。

奥 本来、黎明期の組合は、協同労働の理念が典型的に体现された、積極的に後押しすべきものだと思う。

ブラック企業ばかり、いわゆるフリーランスを利用した労働法の潜脱(せん



奥奥克彦さん

奥 人が自分の力を活かして世の中をよくする。その結果として自分も幸せになる。

労働者協同組合になれば自動的にそういう思想を持てるとは言わないが、そういう方向性と親和性がある法人形態かなと思っている。

「黎明期の組合」をどう後押しするか

「社会連帯ワーカーズ」で

支え合う形で始めるのも

永戸 ただ、この法律は一里塚だ。ブラック企業に悪用される恐れがあるということ、黎明期(れいめいき)の組合まで「労働契約を締結しなければいけない」とされ、労協法人になりにくくなった。20人以下なら全組合員で監査をすることも

永戸 我々の場合、センター事業団という強い組織を作ったことで、弱い組織も包含できた。労協にしたいけど、まだ労協と名乗れないところには、「社会連帯ワークーズで行こう」と言って、3年くらい支え合い、成長したら独立した労働者協同組合になってもいい、センター事業団の一員になってもいい、と呼びかけていきたい。

奥 いきなり独立した法人になるのもハードルを感じるかもしれないから、そのような形で始められるのはとてもよいかもしれない。

労働者協同組合における「労働者」の意味は

「労働法におけるそれとは異なる」との説明あり得る

永戸 「労働者の意見を経営に反映させることが法定された」ことは重要だと思
うが、労働法は労働者が主人公になる事業体を認めたわけではない。

資本主義企業の経営者はバックに資本がある。持株の分だけ権限がある。しか
し労働者協同組合では資本は全て共有で、一人一票の議決権しかない。だから理

事長や専務は「任務分担」であり、企業経営者としての「使用者」と同じにされ
るのはおかしい。労協の組合員たる労働者は、やはり単なる従属労働者ではな
いではないか。

奥 現実・実態はひとまず置き、理念的には、「同じ方向を向いた仲間」と捉え
ることにワークーズコープさん的にはなるのかもしれないが、それだと従来の法
体系の中に組み込めないから、指揮命令権がある者を「使用者」と割り切った、
という部分はあったと思う。

永戸 「労働者協同組合においては、労働者の定義は本法の規定によらない」と、
労働法に一言入れてくれれば解決すると思うのだが。

奥 「労働者」は労働法の体系において鍵となる概念であり、労働法の適用を画
する局面では既存の概念をそのまま使用すべきと思う。また、法制執務、つまり
法律を作る仕事の世界では、違った法律でも同じ言葉は同じ意味で使おうと心が
けることが多いし、骨子作成時はこの発想から「労働者協同組合」というネーミ
ングに抵抗感をもっていた。

しかし一方、法律の世界では「法概念の相対性」という考え方もある。つまり、
同じ言葉でも、違った法律では、下手すると同じ法律内でも、違った意味で使っ

ていいということ、現実にはちよくちよくある扱いである。

だから、『労働者協同組合』の『労働者』の意味するところは労働法におけるそれとは異なる。」と、法概念の相対性により説明することはあり得ると思う。実を言うと、私が「労働者協同組合」のネーミングで骨子を書いた当時はこちらで説明しようと思っていたのだが、私の後任がどのように説明することとしたのかは知らない。

「道徳―宇宙の道への敬意」とは

「贈与の原理」に基づく働き方を活かす普遍的規範

永戸 部長の思考の背景に「道徳」があつたのだと、初めて知った。「道徳を大切にしている人が1人でもいたら、労働の場合は地獄になるだろう」と指摘されたが、人間とは何なんだ、ということ問いつつ、その倫理観に立ってやらなければと改めて思った。

奥 2021年秋に、人事院主催の国家公務員の課長級研修に参加した。私の発表の中で「法律と道徳」についても触れ、「食事の際、流通業者や生産者にお金の形で報酬は払っているが、生命を提供してくれた食材やそれを育てた宇宙への感謝の心は多くの人はもっていない」という話をした。パラギの話もした。正直、馬鹿にされるかと覚悟していたのだが、「面白かった」と皆さんに好評だった。そんな中、ある参加者が「中沢新一さんの『緑の資本論』を思い出した」と言うてくださった。実は私も、中沢新一さんの別の本で読んだ「交換の原理」と「贈与の原理」のことを当時思っていた。中沢さんの本を確認していないので、私なりの今日の理解に過ぎないという前提で聞いてほしい。

人間の世界（といっても、主に西洋文明の影響下にある世界のことだろうが）では、交換、つまり取引が、社会での付き合いの基本原理となっている。しかも、人間社会の外にある自然には、対価を払う必要がないので、一方的に奪うことになる。一方的に奪う態度は、例えば弱い立場の人間が被用者になった場合にもとられる。こういう世界では、当然、法律、例えば被用者の権利を守るための労働法などは、重要である。

しかし、自然界や、まだ自然界とつながりが深い社会では、交換ではなく、見

返りを期待しない贈与という行動が基本原理となっている。それを、人間を含む全ての自然界の構成員が行うことで、全体が調和をもって成り立っている。現代社会でも健全な家庭は贈与の原理で動いているだろう。

何が言いたいかというと、「雇う」「雇われる」というのは労働力と賃金の取引であり、交換の原理に基づくものであるが、それが物事の唯一の捉え方ではないということだ。

贈与の原理に基づく働き方、例えば、それが善であるがゆえにきちんと働く、報酬は（よい働きをしてくれたことへの感謝の表現として「使用者」が支払う形も含めて）適正なものが自然に回ってくる、という捉え方もあると思う。

こういう発想の人たちの中に、道徳観を共有できない、過度に利己的な人間が一人でも入ってきたら、集団が滅茶苦茶になる。まるで自然と調和していた世界に西洋人がやってきてその地を滅茶苦茶にしたように。

いわゆる「道徳」にはいろいろな内容があり得るが、「自己を含む個々の生命と、それを支える宇宙の道への敬意」に由来する諸態度は、時代や国はおろか、人間社会も超える普遍的な規範として、守るべきものと思う。

永戸 最後に、労働者協同組合運動の展望についてお聞きしたい。

奥 特にここ数十年ひどくなった、できるだけ安く人を使う、自然はもつとひどく扱われる、そういう流れの代わりになる準備を（宇宙の道によって）されているのではと期待している。

永戸 我々の取り組みも、「本質、理想はこうだが現実は…」というのが常にある。だからこそ実践が楽しい。苦しみながら労働運動をがんばりたい。

▽労働者協同労働者協同組合法の基本構想をつくる際、衆議院法制局の担当部長だった奥克彦さん（現、衆議院安全保障調査室長）は22年12月、労働連本部で「労働法の制度設計」などについて講演（4月5日号既報）。その後、労働連永戸祐三名誉理事と対談しました。（本紙松沢常夫）